

2021年4月  
 ジェトロ・パリ事務所

法務労務税務セミナー(2021年3月24日開催)  
 講師:遠藤佳澄氏(FIDAL JAPAN DESK)

テーマ:家族に係る休暇規定の改定

1. 出生休暇、休暇日の決定

	現行	2021年7月1日以降に生まれる(出産予定日が7月1日以降であればその前に生まれても適用)または養子縁組する場合
出生休暇	子供の誕生に際し、《父親》は3日の休暇を享受する。ただし子供の母親と別れた父親は対象外	3日間の有給休暇 対象者:父親(すでに母親と別れている場合も対象)、事実婚、連帯市民協約(PACS)を結んでいる者
休暇日の決定	子供が生まれた日取る必要はない。 子供の誕生から大きく空けることなく妥当な期間中に取得する。	従業員は以下の内どちらかを選ばなければならない。 ・子供の誕生日を起点とする ・誕生後の最初の営業可能日を起点とする

2. 出生休暇に関する新規定

2021年7月1日以降に雇用主に課される新たな義務:

- 子供の誕生に際し与えられる3日営業可能日の休暇期間中に従業員を就労させてはいけない。(労働法L. 1225-35-1条) 休暇は権利であったのが取得は義務になった。

疑問点:

- 従業員が休暇をとることを希望しなかった場合はどうなるのか?

従業員に選択の余地はない。強制的に休暇を取らせる。

- 従業員が子供の誕生を通知しなかった場合はどうなるのか?

通知を受けている場合、雇用主は従業員に休暇取得を強制しなければならないと考えられる。

## 3. 父親休暇または養子受け入れ休暇

	2021年6月30日まで	2021年7月1日以降
対象者	子供の父親 母親とPACSを結んでいる者、同居者 父親およびその他の対象者が同時に休暇を享受することができる。	子供の父親 事実婚、母親とPACSで結ばれている者 父親およびその他の対象者が同時に休暇を享受することができる。
期間	土日祭日も含めて11日。双子以上の場合は18日。 11日以下取ることも可能。 分割して取ることはできない。 出生休暇に続けて取る必要はない。	土日祭日を含めて25日。双子以上の場合は32日。 2つの期間に分けて取ることが可能。 方法については今後、政令にて定められる。
取得期間	子供の誕生日から4か月以内。 持ち越しは以下の場合のみ可能。 生まれた子供が入院 母親が死亡 上記以外の理由で持ち越し場合には社会保険機構からの給与補償はなし。	出生休暇(3日)に続けて4日消化する義務。 残りの21日または28日をいつまでに取得するか、および持ち越しについては政令にて定められることとなっている。
就労禁止	就労は禁じられていない。	最初の4日間は就労禁止。
雇用主への通知	会社への通知： 休暇取得開始日の1か月前までに開始日と復職日を通知。 通知内容に関する規定はない。	通知内容： 出産予定日 休暇日程 期間、場合によっては分割方法 事前通告をいつまでに行うかについては今後政令にて定められる(15日から2か月の間)。
休暇期間中の給与補償	休暇期間中は社会保険機構より欠勤補償手当が支給される(産休手当と同様の計算方法) 会社は休暇期間中の給与を保証する義務はない。ただし、産業別団体協約にて給与保証を定めている場合はこれに従う。 有給休暇の権利算出に際し、同休暇は実働時間とみなされるため有給休暇の権利が減じることはない。	

(以上)